

株式会社エンビプロ・ホールディングス定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社エンビプロ・ホールディングスと称し、英文では ENVIPRO HOLDINGS Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種事業を営む会社の株式等を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理及び経営指導
- (2) 前号に定める会社への事業開発・企画等の提供
- (3) 会社の法務、財務、経理、人事等の管理業務
- (4) 企業に関する投資、合併、買収、統合、売却及び事業譲渡に関する企画、指導、仲介及び斡旋
- (5) 情報システム構築・開発・販売・メンテナンス受託業務
- (6) リサイクル業界に関する調査研究及びその受託並びにそれに付帯又は関連する業務
- (7) 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証
- (8) 経営コンサルタント業務
- (9) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県富士宮市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、67,200,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年6月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

- 第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認があつたものとみなす。
 - 4 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第22条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

- 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 株主総会の決議によって、毎年6月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第29条 期末配当金又は中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

制定・施行:平成 22 年5月 21 日
変更・施行:平成 22 年9月 16 日
変更・施行:平成 23 年6月 30 日
変更・施行:平成 23 年9月 27 日
変更・施行:平成 24 年9月 28 日
変更:平成 25 年6月 13 日、施行:平成 25 年7月1日
変更・施行:平成 29 年9月 28 日
変更・施行:平成 30 年1月 1 日
変更・施行:令和4年4月 20 日
変更・施行:令和4年9月 28 日
変更・施行:令和5年3月1日